

## 役員および評議員の報酬等に関する支給規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人滋賀県建設技術センター(以下「センター」という。)定款第13条および第27条の規定に基づき、役員および評議員(以下「役員等」という。)に対する報酬等の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬等の区分)

第2条 センターは役員等としての職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、年2回賞与を支給する。
- 3 非常勤役員に対しては、理事会への出席の都度、定額を支給する。
- 4 評議員に対しては評議員会への出席の都度、定額を支給する。
- 5 非常勤役員及び評議員に対しては、賞与及び退職慰労金は支給しない。
- 6 常勤役員に対しては、退職慰労金は支給しない。
- 7 前各項の規定にかかわらず、地方公務員の職にある役員等の報酬等については、支給しない。

### (報酬等の算定方法)

第3条 センターの常勤役員の報酬月額、別表第1「常勤役員報酬月額」を上限とし、理事会の承認を得て決定する。

- 2 常勤役員に対する賞与は、別表2「常勤役員賞与総額」を上限とし、理事会の承認を得て決定する。
- 3 非常勤役員及び評議員の報酬は1日当たり14,000円とする。

### (報酬等の支給日)

第4条 常勤役員の報酬はその月の全額を毎月21日に支給する。

- 2 常勤役員の賞与は年2回とし、毎年6月30日および12月10日に支給する。
- 3 非常勤役員及び評議員の報酬は会議への出席の都度支給する。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員等の報酬等は、その全額を現金で、直接、役員等に支給するものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬等から控除すべき額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の額から、その額を控除して支払うものとする。

- 2 役員等が報酬の全部または一部につき本人名義の金融機関口座への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

### (補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

### 付 則

この規程は、公益財団法人滋賀県建設技術センター設立の登記の日から施行する。

### 付 則

この規程は、平成26年4月 1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年6月29日から施行する。

付 則

この規程は、令和 元年6月12日から施行する。

付 則

この規程は、令和 5年4月 1日から施行する。

別表第1 常勤役員報酬月額

理 事 長	370,000円までの範囲内
常務理事	340,000円までの範囲内
理事 (技術支援業務担当)	340,000円までの範囲内

別表第2 常勤役員年間賞与総額

理 事 長	1,700,000円までの範囲内
常務理事	1,600,000円までの範囲内
理事 (技術支援業務担当)	1,600,000円までの範囲内